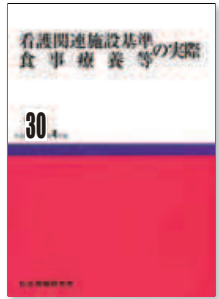


看護関連施設基準・食事療養等の実際

平成 30 年 4 月版 10 月発刊予定

定価 本体 4,200 円 + 税 / B5 判約 1,300 頁
ISBN978-4-7894-1725-9 C3047 ¥4200E

商品 No.14215



看護サービスにおける診療報酬での適切な評価・取扱いの情報を集成

- 医療機関の経営管理者・看護師等専門職を対象に、保険医療における看護サービスの考え方と運用を詳しく解説しています。
- 入院サービス提供の基本となる看護サービスに関連する診療報酬の施設基準と食事の提供に関する情報を集成しています。届出から点数算定までを一連の流れで構成した、実務重視の編集です。
- 看護関連サービスや食事の診療報酬について歴史的経緯をふまえ、図表を用いわかりやすく解説している「総説」を掲載。「総説」を読み、さらに知りたい法令・通知等を読めるように編集しています。
- 「看護関連施設基準等と診療報酬編」は、看護関連の施設基準について、項目ごとに要点を説明し、実務の根拠となる法令・通知に加え疑義解釈・届出様式を整理して収載しています。看護関連の特掲診療料の項目も掲載しています。

基本診療料の施設基準等と診療報酬編 特掲診療料（看護関連）の施設基準等と診療報酬編

6-9 A305 一类感染症患者入院医療管理料

6-9 A305 一类感染症患者入院医療管理料

総説

項目の要点を解説

施設基準 第九・七 一类感染症患者入院医療管理料の施設基準等

(1) 一类感染症患者入院医療管理料の施設基準
イ 病棟の治療室を単位として行うものであること。
ロ 当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者数に1以上であること。
(2) 一类感染症患者入院医療管理料の対象患者
別表第八に掲げる患者

別表第八 一类感染症患者入院医療管理料の対象患者
一 感染症法第6条第9項に規定する新感染症又は同法第6条第2項に規定する患者
二 前号の感染症の疑似症患者又は無症状病原体保有者

取扱い通知 別表4 第8 一类感染症患者入院医療管理料
施設基準等と診療報酬編
施設基準等と診療報酬編
施設基準等と診療報酬編

施設基準上の規定を、告示・取扱い通知まとめて掲載あわせて届出様式を掲載

施設基準等に関連する診療報酬を掲載左欄に告示、右欄に関連する留意事項通知の要旨を配置

診療報酬 (点数表と留意事項通知)

A305 一类感染症患者入院医療管理料 (1日につき)

1 1日以内の期間	9,046円	留意事項通知
2 15日以上の期間	7,826円	1 一类感染症患者入院医療管理料の算定対象となる患者は、次に掲げる患者であって、医師が「一类感染症患者入院医療管理料が必要と認めた」旨であることを示すこと。
3 15日を超え7日以内の期間	7,826円	ア 感染症法を適用する旨に規定する新感染症は同法第6条第2項に規定する「新感染症」に類している患者
4 7日を超え15日以内の期間	7,826円	イ 感染症法を適用する旨に規定する疑似症患者又は無症状病原体保有者は同法第6条第9項に規定する「疑似症患者」に類している患者
5 15日以上の期間	7,826円	ロ 感染症法を適用する旨に規定する疑似症患者又は無症状病原体保有者は同法第6条第9項に規定する「疑似症患者」に類している患者

— 611 —

診療報酬における入院医療と看護技術の評価

1 看護技術の評価

2 食事の提供に関する情報掲載

入院時食事療養及び入院時生活療養、栄養関連診療報酬編

入院時食事療養及び入院時生活療養、栄養関連診療報酬編